

令和6年度

がんばる中小企業者・中小企業団体を応援します！

丸亀市 産業振興支援 補助金



補助メニューを新たに追加！

新規

15 事業連携

事業者間連携による企業価値の向上や課題解決などを目的とした勉強会や研究・開発等の取組みを補助します。

〈 丸亀市産業振興支援補助金とは 〉

下記に掲げる事業に取り組む市内中小企業者・中小企業団体に対し、経費の一部を補助するものです。

01 働き方改革 働きやすい職場環境をつくり、従業員の意欲向上や人材定着に繋がりたい

このような取組みを支援します！

誰もが働きやすい職場づくりや従業員の福利厚生サービスを提供する中讃勤労者福祉サービスセンターへの新規加入など働き方改革に係る取組み



〈 このような経費が対象になります 〉

職場環境の改善を目的とした謝金(専門家、講師)、規則等改訂費用、委託費や外注費用(専門家、コンサル)、中讃勤労者福祉サービスセンターに新規加入した企業の会費1/2相当額×6ヶ月分など

※申請1回当たり、10万円と補助事業の対象経費の3分の2に相当する額のいずれか低い方の額

02 人材確保 合同企業説明会や求人サイトを活用することで自社を広くアピールし、人材確保に繋がりたい

このような取組みを支援します！

市外で開催される合同企業説明会への出展や求人サイトへの掲載※、人材紹介サービスの活用※、採用パンフレット等の作成(※派遣労働者の募集を除きます。)

〈 このような経費が対象になります 〉

合同企業説明会に係る出展料や備品リース料、旅費、運搬費、求人サイトへの掲載料、人材紹介事業者への報酬、パンフレット等作成費など

※申請1回当たり、20万円と補助事業の対象経費の3分の2に相当する額のいずれか低い方の額



03 奨学金返済支援 奨学金返済を自社で支援し、若者の人材確保に繋がりたい

このような取組みを支援します！

従業員が返済中である日本学生支援機構等が貸与した奨学金の返済を事業者が支援する取組み(事業所に就職後3年以内の従業員であって、奨学金返済支援制度について社内規程等で定めている事業者に限ります。)



〈 このような経費が対象になります 〉

事業者が従業員に対して奨学金返済支援のために支給する手当等の最大12ヶ月分(対象従業員1人につき申請は1回限り。)

※申請1回当たり、10万円と補助事業の対象経費の3分の2に相当する額のいずれか低い方の額

04 人材育成 資格取得や研修受講を奨励し、従業員の能力向上に努めたい

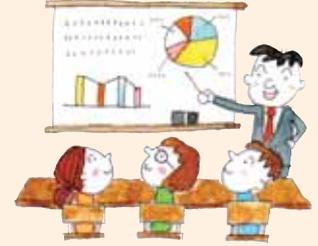
このような取組みを支援します！

業務に関連する研修に従業員を参加させたり、新規資格取得などの人材育成への取組み

〈 このような経費が対象になります 〉

人材育成に係る研修の受講料や講師謝金、資格試験の受験料など
(普通自動車運転免許または資格の更新を除きます。)

※申請1回当たり、10万円と補助事業の対象経費の3分の2に相当する額のいずれか低い方の額



05 新規事業分野進出 新しい事業のPRを強化し、販路開拓に繋がりたい

このような取組みを支援します！

支援機関の指導を受けた計画に基づく新規事業分野での販路開拓の際に要する広告宣伝
(新規事業開始後1年以内のもの)

〈 このような経費が対象になります 〉

新規事業のPRを目的とした広告宣伝費、印刷製本費など

※申請1回当たり、10万円と補助事業の対象経費の3分の2に相当する額のいずれか低い方の額

※連続する2年度内において1事業者につき1回限り

※新規事業の基準は、日本標準産業分類の大分類・中分類による



06 展示会・商談会出展 展示会・商談会に出展し、効率的に販路を開拓したい

このような取組みを支援します！

市外で開催される販路開拓のための展示会・商談会の出展(販売を主目的とした出展を除きます。)

〈 このような経費が対象になります 〉

販路開拓を目的とした展示会・商談会への出展に要する旅費、借上料等
(市内での活動は対象としません。)

※申請1回当たり、20万円と補助事業の対象経費の3分の2に相当する額のいずれか低い方の額



07 自社PRツール作成 自社HP、パンフレット等を作成し、知名度の向上や営業力の強化をしたい

このような取組みを支援します！

PRを目的としたホームページ等の新規作成・全面的な変更(単純な機能追加やページの追加などを除きます。)
会社案内、カタログ、パンフレットの作成(DMや一枚刷り、広告、POP等の一時的または簡易的なものを除きます。)



〈 このような経費が対象になります 〉

ホームページ等の作成・変更に係る委託費
自社PRツール作成に要するデザイン委託費、印刷製本費

※申請1回当たり、10万円と補助事業の対象経費の3分の2に相当する額のいずれか低い方の額

※連続する2年度内において1事業者につき1回限り

08 特産品開発・改良 地場産品を使用した商品を開発・改良したい

このような取組みを支援します！

市内の地域資源等を活用した新たな特産品の開発または既存商品の改良



〈 このような経費が対象になります 〉

特産品の開発や既存商品の改良に係る専門家謝金、試作品作成費、委託費、印刷製本費など

※申請1回当たり、20万円と補助事業の対象経費の3分の2に相当する額のいずれか低い方の額

09 知的財産権取得 自社独自の商品や技術を権利として保護したい

このような取組みを支援します！

知的財産権のうち、特許権、実用新案権、意匠権または商標権等の取得にかかる出願

〈 このような経費が対象になります 〉

知的財産権の出願に要する出願料、弁理士謝金など

※申請1回当たり、20万円と補助事業の対象経費の3分の2に相当する額のいずれか低い方の額



10 事業承継 事業を譲り渡したい

このような取組みを支援します！

支援機関の支援を受けて行う事業承継の計画策定、M&A(事業承継を目的とする合併・買収など)



〈 このような経費が対象になります 〉

事業承継計画の策定等に係る委託費、M&Aの仲介委託等に係る経費など(M&Aの成功時に支払う成功報酬は除きます。)

※申請1回当たり、20万円と補助事業の対象経費の3分の2に相当する額のいずれか低い方の額

11 BCP等策定・改定 BCP(事業継続計画)等を策定し、災害や事故等の緊急事態に対応できるようにしたい

このような取組みを支援します！

新規にBCP(事業継続計画)若しくは事業継続力強化計画を策定する取組み又は既に策定しているBCP若しくは事業継続力計画を改定する取組み

〈 このような経費が対象になります 〉

BCP等の策定・改定に係る専門家謝金、セミナー受講料、出張旅費など

※申請1回当たり、10万円と補助事業の対象経費の3分の2に相当する額のいずれか低い方の額



12 デジタル化 デジタル技術を導入し、業務を効率化したい

このような取組みを支援します！

業務効率化や生産性向上を目的とするデジタル技術導入の取組み



〈 このような経費が対象になります 〉

ソフトウェア導入費(リース料は初期導入にかかる費用のみ対象)、システム開発費など

※申請1回当たり、10万円と補助事業の対象経費の3分の2に相当する額のいずれか低い方の額
※連続する2年度内において1事業者につき1回限り

13 SDGs SDGs(持続可能な開発目標)に取り組みたい

このような取組みを支援します！

SDGs(持続可能な開発目標)を推進する計画策定等の取組み

〈 このような経費が対象になります 〉

SDGsの推進に係る専門家謝金、セミナー受講料など

※申請1回当たり、10万円と補助事業の対象経費の3分の2に相当する額のいずれか低い方の額
※1回に限り他のメニューと併用可



14 カーボンニュートラル カーボンニュートラルを実現するため、CO2排出削減に取り組みたい

このような取組みを支援します！

電気自動車・燃料電池自動車等を導入し、カーボンニュートラルを推進する取組み



〈 このような経費が対象になります 〉

電気自動車・燃料電池自動車等の導入費(リース料は初期導入にかかる費用のみ対象)
※新車・新設備に限る ※付属品・諸経費を除く

※申請1回当たり、10万円と補助事業の対象経費の3分の2に相当する額のいずれか低い方の額
※1回に限り他のメニューと併用可

新規

15 事業連携 事業者(産学金を含む)で連携し、企業価値の向上や課題解決に取り組みたい

このような取組みを支援します！

企業価値の向上や課題解決などを目的とした勉強会や研究・開発等の取組み(グループ企業間の連携は除きます。)

〈 このような経費が対象になります 〉

専門家謝金、調査費等の外部委託費、会場借上料など

※申請1回当たり、20万円と補助事業の対象経費の3分の2に相当する額のいずれか低い方の額



令和6年度丸亀市産業振興支援補助金メニュー

1 事業者につき、利用可能な補助金メニューは1つまで（年度内に1回限り※）

※市が主催、共催又は推奨する展示会等の事業に取組む事業者はこの限りではない

※SDGs・カーボンニュートラルについては、1回に限り他のメニューと併用可

補助対象事業		補助対象経費	補助率	補助限度額
区分	内容			
01 働き方改革	誰もが働きやすい職場づくりや中讃勤労者福祉サービスセンターへの新規加入など、働き方改革にかかる取組み	講師謝金、規則等改訂費用、委託費、中讃勤労者福祉サービスセンターに新規加入した企業の会費1/2相当額×6か月分など	補助対象経費の2/3以内（千円未満切捨）	10万円
02 人材確保	市外で開催される合同企業説明会への出展、求人サイトへの掲載※、人材紹介サービスの活用※、採用パンフレット等の作成（※派遣労働者の募集は補助対象外）	出展料、備品リース料、旅費、運搬費、求人サイトへの掲載料、人材紹介事業者への報酬、パンフレット等作成費など		20万円
03 奨学金返済支援	従業員が返済中である日本学生支援機構等が貸与した奨学金の返済を事業者が支援する取組み（就職後3年以内の従業員で、奨学金返済支援制度について社内規程等で定めていること）	事業者が従業員に対して奨学金返済支援のために支給する手当等の最大12ヶ月分（対象従業員1人につき申請は1回限り）		10万円
04 人材育成	業務に関連する研修の受講及び資格の新規取得（普通自動車運転免許または資格の更新を除く）	研修受講料、講師謝金、資格試験の受験料など		10万円
05 新規事業分野進出	支援機関の指導を受けた計画に基づく新規事業分野の販路開拓に要する広告宣伝（事業開始後1年以内のもの）※新規事業の基準は、日本標準産業分類の大分類、中分類による	広告宣伝費、印刷製本費など		10万円 ※連続する2年度内において1事業者につき1回限り
06 展示会・商談会出展	市外で開催される販路開拓を目的とした展示会・商談会への出展（販売が主目的のものは不可）	出展料、備品リース料、旅費、運搬費など		20万円
07 自社PRツール作成	ホームページ等の新規作成・全面的な変更（単純な機能追加やページの追加などを除く）、会社案内やカタログ、パンフレット等の作成（DMや一枚刷り、広告、POP等の一時的または簡易的なものを除く）	ホームページ等の作成・変更に係る委託費 自社PRツール作成に要するデザイン委託費、印刷製本費		10万円 ※連続する2年度内において1事業者につき1回限り
08 特産品開発・改良	市内の地域資源などを活用した新たな特産品の開発や既存商品の改良	専門家謝金、出張旅費、原材料費（試作品作成に係るもの）、機器装置リース料、委託費、印刷製本費（パッケージ等）、マーケティング調査費、広告宣伝費など		20万円
09 知的財産権取得	知的財産権のうち、特許権や実用新案権、意匠権または商標権等の取得にかかる出願	出願料、弁理士謝金など出願に要する経費		20万円
10 事業承継	支援機関の支援を受けて行う事業承継、M&A（事業承継を目的とする合併・買収など）の取組みなど	事業承継計画の策定等に係る委託費、M&Aの仲介委託料、マッチング登録料、着手金など（M&Aの成功時に支払う成功報酬は除く）		20万円
11 BCP等策定・改定	新規にBCP（事業継続計画）若しくは事業継続力強化計画を策定する取組みまたは既に策定済みのBCP（事業継続計画）若しくは事業継続力強化計画を改定する取組み	専門家謝金、セミナー受講料など		10万円
12 デジタル化	業務効率化・生産性向上を目的とするデジタル技術導入の取組み	ソフトウェア導入費（リース料は初期導入にかかる費用のみ対象）、システム開発費など		10万円 ※連続する2年度内において1事業者につき1回限り
13 SDGs	SDGs（持続可能な開発目標）を推進する計画策定等の取組み	SDGsの推進に係る専門家謝金、セミナー受講料など		10万円 ※1回に限り他のメニューと併用可
14 カーボンニュートラル	電気自動車・燃料電池自動車等を導入し、カーボンニュートラルを推進する取組み	電気自動車・燃料電池自動車等の導入費（リース料は初期導入にかかる費用のみ対象）※新車・新設備に限る ※付属品・諸経費を除く		10万円 ※1回に限り他のメニューと併用可
新規 15 事業連携	事業者間連携による企業価値の向上や課題解決などを目的とした勉強会や研究・開発等の取組み	専門家謝金、調査費等の外部委託費、会場借上料など		20万円

丸亀市産業振興支援補助金 Q & A

Q 補助を受けられる事業者の要件はありますか？

- A**
- 丸亀市内に住所(法人の場合は、本店所在地又は主たる事業所)がある中小企業者・中小企業団体が対象です。
 - 法人の場合は、丸亀市に法人市民税の納付実績があることも要件になります。(新設等の場合を除く。)
 - 信用保証協会の保証対象業種(農林・漁業を含む)が補助の対象となります。
 - 市税を滞納していないことも要件になります。
 - 恒常的に行われている業務であって、本業であることが条件です。

Q 補助対象外の経費を教えてください。

- A**
- 下記の経費は補助対象外となります。
- 消費税及び地方消費税相当額
 - 人件費、家賃や光熱水費など
 - 消耗品、備品、通信費及び通常の設備投資費用など
 - 振込手数料・看板製作費など
 - 通常の事業活動とみなされる経費など
 - その他公序良俗に反するなど、補助金の交付対象として不適切とみなされるもの

HPは
こちらでござる

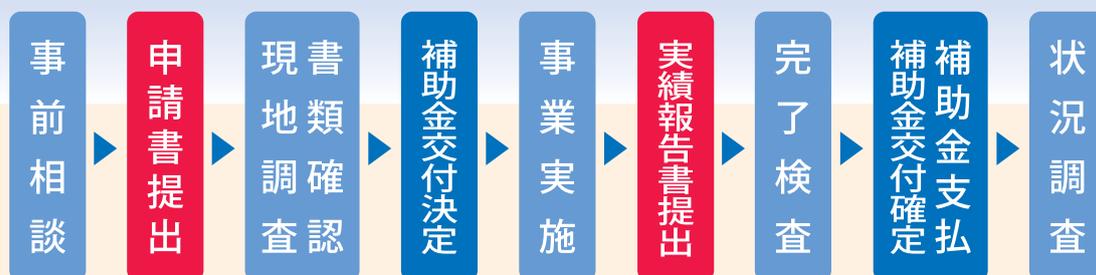


Q 申請はどのようにすればよいでしょうか。

- A**
- まずは産業観光課までご相談ください。相談後、所定の交付申請用紙(市ホームページからダウンロードできます。)に事業計画や収支予算、事業の内容が分かる書類、登記簿謄本の写し、直近の決算書の写し(個人の場合は確定申告書)などを添えて産業観光課まで提出してください。(必ず事業実施前に提出)

※申請の受付開始は4月1日(月)からです。(予算がなくなり次第、受付を終了いたします。)

申請から補助金支払いまでの流れ



お問い合わせ先

丸亀市産業生活部産業観光課

丸亀市大手町2丁目4-21 ☎(0877)24-8844 FAX(0877)25-2409
sangyokanko-k@city.marugame.lg.jp